

皆さん、こんにちは。

今回は、国民年金法及び厚生年金保険法の脱退一時金の内容です。



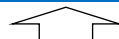
日本に住んでいれば、国籍に関係なく、外国人でも年金制度に加入する義務が生じます（年齢要件はあります）。

ただし、日本に居住している期間が短い場合が多く（短期在留外国人）、老齢年金等の受給権を取得する前に日本を離れる外国人が多いのも実態です。

そこで、支払った保険料が掛け捨てにならないよう脱退一時金として保険料の一部が払い戻しになる制度が脱退一時金ということになります。

要件は下記のようになります。（国民年金の場合）

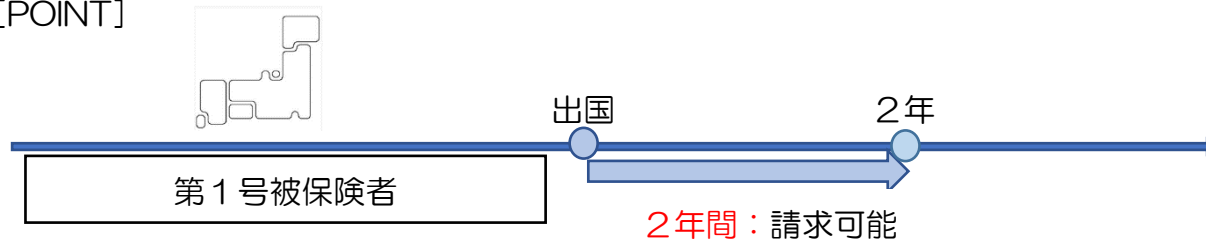
- ① 当分の間、請求の日の前日において、請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る 下記の月数を合算した月数が6カ月以上であること



保険料納付済期間の月数
保険料4分の1免除期間の月数×3/4
保険料半額免除期間の月数×1/2
保険料4分の3免除期間の月数×1/4

- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと  
 ③ 障害基礎年金等の受給権を有したことがないこと  
 ④ 日本国籍を有しない者であること  
 ⑤ 日本国内に住所を有しないこと  
 ⑥ 国民年金の被保険者でないこと  
 ⑦ 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して **2年**を経過していないこと

[POINT]



国民年金の脱退一時金の支給額は下記ようになります。  
2年間納付したら大卒初任給の位の感じです。

対象月数	平成30年度価額
6月以上 12月未満	49,020円
12月以上 18月未満	98,040円
18月以上 24月未満	147,060円
24月以上 30月未満	196,080円
30月以上 36月未満	245,100円
36月以上	294,120円

(横断) 厚生年金保険法の脱退一時金の支給額 (6段階)

$$\text{脱退一時金} = \text{厚生年金保険の加入期間の平均標準報酬額} \times \text{支給率}$$

支給率⇒ (保険料率×1/2) × 被保険者期間に応じた数



最後に、社会保険に関する一般常識との関連で見えていきます。

[社会保障協定と脱退一時金との関係]  
脱退一時金を受給してしまうと、これに対応する国民年金または厚生年金は、未加入扱いになります。

社会保障協定を締結している国の場合は、注意が必要です。



保険料の掛捨てにならないために、日本の年金加入期間の協定を締結している国の年金制度に加入していた期間とみなして取扱う制度。

- 保険料の二重負担防止
- 年金加入期間の通算

2018年8月時点…社会保障協定の発効状況（21カ国と協定を署名済で、うち18カ国は発効）しています。

協定が発効済の国（18カ国）	署名済未発効の国（3カ国）
ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ チェコ・スペイン・アイルランド・ブラジル スイス・ハンガリー・インド・ルクセンブルク フィリピン	イタリア・スロバキア・中国

- イギリス、韓国、イタリア及び中国については、「保険料の二重負担防止」のみ